

# 議会運営委員会記録

令和3年3月1日(月)

開議 15 時 40 分

閉議 16 時 24 分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

---

## 議 題

### 1 令和3年3月浜田市議会定例会議について →了承

#### (1) 令和3年3月浜田市議会定例会議の追加付議事件等及び付託案について

資料1-1、1-2

#### (2) 議会提出議案について

資料1-3

ア 浜田市議会会議規則の一部改正について

イ 浜田市議会委員会条例の一部改正について

ウ 浜田市議会基本条例の一部改正について

#### (3) その他

### 2 請願者等の意見陳述について

### 3 陳情審査について

#### (1) 陳情第193号 陳情の推進に関する陳情について

資料2

【全員賛成 採択】 詳細な検討は議員定数等議会改革推進特別委員会で行う

#### 4 自由討議要領案の検討について

資料3

→原案のとおりとして後日改めて議会運営委員会で提示

#### 5 予算決算委員会の在り方について

資料4

→検討事項について会派で協議し次回の議会運営委員会で発表

6 その他

資料5

(1) 意見陳述を実施しての意見

→本日の形なら導入してもよい

後日行われる常任委員会（総務・福祉・産業）で意見陳述の振り返りを行い、3月15日の議会運営委員会へ各委員で出された意見を報告

(2) 会議資料の公開を早めることについて

→会議前日から議員タブレット配信と同時期に公開

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 10 時 00 分 開議 ]

笹田委員長 | ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は11名で定足数に達している。それではレジュメに沿って進める。

1 令和3年3月浜田市議会定例会議について

(1) 令和3年3月浜田市議会定例会議の追加付議事件等及び付託案について

笹田委員長 | 総務部長。  
総務部長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
笹田委員長 | では付託先について、事務局長。  
古森局長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
笹田委員長 | ただいまの説明について質疑はないか。  
( 「なし」という声あり )

(2) 議会提出議案について

ア 浜田市議会会議規則の一部改正について

イ 浜田市議会委員会条例の一部改正について

ウ 浜田市議会基本条例の一部改正について

笹田委員長 | 3月17日に議会運営委員会から提案や規定する事項について説明してもらおう。レジュメのアからウまで順次説明を受けた後に確認したいことがあればお願いします。  
近重書記 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
笹田委員長 | 委員から質疑はあるか。  
( 「なし」という声あり )

(3) その他

笹田委員長 | 執行部から何かあるか。  
( 「なし」という声あり )  
執行部はここで退席となるが、委員から何かあるか。  
( 「なし」という声あり )  
では執行部は退席されて構わない。

《 執行部退席 》

2 請願者等の意見陳述について

笹田委員長 | こちらのについては、今回から行うので説明する。  
請願者や陳情者が事前に希望された場合、委員会審査の場において、請願等の説明や意見等を1件につき3分程度の陳述を設けた。  
今回付託の陳情1件について、陳述の希望があったので行う。陳述後、委員から陳述者へ意見陳述の内容についての質疑を受けるこ

ととしている。質疑後に採決に入る。

続いて陳述者へ説明する。

陳述者は、陳述希望時の確認事項を守っていただくようお願いする。こちらを守れない場合は陳述を中止する場合があるため注意いただきたい。

なお、時間のお知らせだが、川上副委員長が2分30秒で1回、2分50秒で1回ベルを鳴らすので終了していただきたい。3分経過時には経過したことを伝えるのでよろしく願います。

それでは、陳情第193号 陳情の推進に関する陳情についての意見陳述を行う。こちらが、「陳述をお願いします」と言った後に陳述をお願いします。

それでは、陳述をお願いします。

陳情者

市民の声を聞くということで、市長メール・議長メール・請願・陳情・議会報告会・井戸端会・パブリックコメントなどがある。意見を言うに当たり市長メール・議長メール・請願・陳情は住所名前を書かないとだめである。議会報告会・井戸端会はどこかを書いて発言することになり、顔もわかる。

最近は議会報告会・井戸端会は人気がなく、議員や事務局の方が頑張っているにもかかわらず出席人数がだんだん減っていく傾向にある。いろいろな理由はあると思うが、自分の発言が届いたかどうかかわからない、いつ浜田市に伝えたのか、いつ返事をしてくれたのかがわかりにくい。回数も年2回と少ない。出席しにくい。

そこで陳情を推進することで、ほとんどの問題が解消するのではないかと考えた。陳情なら周りが動員されることはないし、大幅な作業量の削減になる。議会事務局と委員会のルーチン作業になる。

また提出日の期限もないし、日時の拘束もない。しかも間違いなく委員会で議論され、採決にまで進む。反対の場合ははっきりと理由もつけてくれる。どの議員が賛成したか、反対したかもわかる。投票の動機づけにもなる。投票率のアップにつながるかもしれない。小学生でも外国人でも陳情できるため、角度の違った情報が入るメリットもあるのではないか。学校で促進してくれれば、行政への関心アップにもつながるかもしれない。

総務省のメールでもこういう意見をもらうようにしてあるが、総務省は既に、住所氏名は不要としている。それによって名前の出しにくい人、例えば市職員から役立つ情報が出るかもしれない。

以上の理由で陳情の推進と、市長・議長メールの住所氏名を不要とするなど、工夫を検討してほしい。よろしく願います。

笹田委員長

それでは陳述が終わった。意見陳述された内容について委員から確認したいことがあるか。

( 「なし」という声あり )

### 3 陳情審査について

#### (1) 陳情第193号 陳情の推進に関する陳情について

笹田委員長	<p>陳情審査に入る。委員からご意見を伺う。ここで皆に1点お願いがある。採択か不採択という言葉が聞き取りにくいいため、発言時には「賛成・反対・継続審査」と述べていただくようお願いする。</p> <p>なお、反対の場合は必ず理由を述べていただきたい。</p> <p>では山水海から順に意見ををお願いする。</p>
三浦委員	<p>市民が陳情などの制度を活用しやすいよう、現状が最善の形なのか一度議論するべきではないかと考えている。その際には、陳情という制度の理解が十分でないのか、あるいは事務的なプロセスの状況と、少なくとも二つの視点で検証する必要があるように思っている。議会運営委員会ないし議員定数等議会改革推進特別委員会において取り扱ってはどうかと、会派内で共有し、この陳情については採択でお願いする。</p>
澁谷委員	<p>市民の声を聞くということについて大原則があると思うので、賛成である。具体的なことはまた今後議論すればよい。</p>
牛尾委員	<p>市民の声を聞くという点においては同意ができるが、中身については特別委員会あたりでもっと検討する必要があるのではないかとこの結論を得た。よって願意については賛成する。</p>
芦谷委員	<p>市民の参加、市民の声を聞くことについて賛成である。したがってこの陳情の趣旨について賛成をするが、運用方法については、なお検討の必要がある。</p>
柳楽委員	<p>皆が言われたように、声を聞くことについては大事なことだと思うので、この陳情について賛成なのだが、先ほどから出ているようにどういった形にしていくのかは、いろいろなことを考えながら、検証しながら対応を考えていったほうがよいので、そのようにお願いしたい。</p>
笹田委員長	<p>皆の意見からすると、この陳情については採択するものと思いたいと思うがよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」という声あり ）</p> <p>それでは先ほどあったように、この件について、議員定数等議会改革推進特別委員会ですっかり議論していただくといことで、議会運営委員会から送るということでよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「はい」という声あり ）</p> <p>ではこの場におられる、特別委員会委員長の牛尾委員、よろしくをお願いします。</p> <p>以上で陳情審査を終わる。</p>

### 4 自由討議要領案の検討について

笹田委員長

2月17日の議会運営委員会で作成された意見を踏まえて、案を作成しているのをごらんいただきたい。前回からの変更点について説明をお願いします。

近重書記

( 以下、資料をもとに説明 )

笹田委員長

今回の本要領については検討時間を要すると思うので、完成日の期限を設けずに進めていきたいと考えている。よろしくをお願いします。それでは要領案についてご意見ををお願いします。

柳楽委員

前回、発議者の人数が2名、3名という話が出たと思うが、今回特にここに上げられなかった理由、特にそういうものを設けない理由はこういったことか。

笹田委員長

前回申したように少し幅広く、どういう形でもできるように今回の要領をつくらせていただいている。その中で議会運営委員会で議論して、運用できる形で要領案が作成できたらよいと、前回申し上げたとおりなので、なるべくフラットな形で今回つくっていることをご理解いただきたい。

前回話をさせていただいたときに、今現在でも特別委員会や常任委員会で今やられている議論などは、まさに自由討議に当たるのではないかと考えているので、それが今のところ要領がないので、では自由討議を始めようという形でやっているわけではなく、ただの議論になっているというところがあるので、もしそれが浜田市議会の自由討議として運用していくのであれば、そういう形で進めていけるような要領にしないとつくる意味がないと思うのが1点と、この参考資料2の早稲田大学マニフェスト研究所が出されている議員間討議の意義のところは、あくまでも議案についてしっかり熟議を通すということも書かれている。そういった中で自由討議をして、議員間の合意形成を図る必要があるとあるのだが、それを踏まえた形で浜田市議会として運用できるものにしないと意味がないかなと思うのだが、それを踏まえてご意見があればお願いしたい。

牛尾委員

自由討議なのでやはり自由に、制約がなるべくない形で熟議していくのが自由討議の本旨だと思う。これでよいのでは。

笹田委員長

そのほかにないか。

三浦委員

要領案については幅広く捉えるということによいと思うが、基本条例の規定が抜粋されていて、合意形成をするために自由討議をするということが書かれている。合意形成をやろうとしないとそもそも自由討議をしても意味がない。賛成を述べて、反対意見も述べて、一方的に意見を述べるだけでは自由討議にはならないし、何のためにその時間を設けるのかという本質的なところにたどり着かない。例えば陳情審査もそうだと思うが、賛成か反対かの意見を述べて、賛成者の意図を酌み取ろうとする、その後の議論は今の委員会の中ではされてないように思う。合意形成を図るのであれば、その先が

大事なのではということ、今回改めて思った次第である。それを委員全員の中で合意形成を図るといふ一つの方向性を確認した上でないと、自由討議の本質的なところにたどり着くのは難しい問題なのでは。

一つ、細かい話かもしれないが、陳情審査のときによく、同じ理由なのだが結論を可とする人と不可とする人とが分かれるケースがあると思う。意図を酌み取って、それはやっているから不可だという人と、もうやっているから可という人。これも合意形成を図るなら、同じ理由ならこれは可にするかどうか、とまとめてもよいのでは。そういうのもあるかと振り返る部分があったので申し添えておきたい。

芦谷委員

議会基本条例にあるように議員相互間の討議により、議論を尽くして合意形成することなので、合意形成を目標に議長もしくは委員長をして、しっかり会議などでの合意形成を進めるということだと思う。

澁谷委員

昨年宍粟市の市議会を視察した際の自由討議が、活発な議論をするときは、内容によっては秘密会も可だと宍粟市議会は言っていた。それが気になって。活発な議論をする場合には内容によっては秘密会も議会としてはありかという気がしないでもない。この要領内にその項目がなくてよいのか。皆がよいならよいが、くらいの気持ちだが。宍粟市議会がそのようにしているのはそれなりの理由があったからだと理解していたので、なくてよいものかと。

笹田委員長

具体的に要領について意見があったが、これは第8条にかかってくると思う。今の澁谷委員の秘密会についてのご意見があれば願います。

牛尾委員

議決の前に自由討議をするのだから、原則どの会議も公開でやっていて、非公開にする場合には例えば政治倫理審査会など、個人の名前が出ることに限り限定されているので、本会議の前の自由討議を秘密会にするのは少しなじまないのでは。

澁谷委員

私のイメージは本会議だけではなく、議長から重要案件の提案があった場合を想定している。原子力発電といった割と難しい問題を扱うことも将来的には発生する可能性がなくもないのではと。

岡本委員

秘密会については私も可能性があるだろうと思う。それはそれとして表示して、皆にお伝えして諮ることは必要だろうと。

私はその前の合議という形、おのおの反対・賛成がいてやる中、全部が全部反対と賛成するということはなかなかそこに着地しないだろうと思っている。そこに一つの約束事というか、ルールというか仕組みというか、ここまでやったがこれ以上は無理だからこれは合議にはならないなど、線引きがあったほうが。例えば扱う案件についても考えられる要素があると思う。これはどう考えても合議で

きないものもあるだろう。少しその辺の仕組みづくりが必要ではないか。

古森局長

秘密会については第8条では、本会議または委員会、全員協議会の記録及び会議の公開の取り扱い規程に準ずると書いてあるが、会議規則と委員会条例のところで、秘密会を設けることができる規程になっているので、そちらで対応できていると思っている。

笹田委員長

局長が言ったように、第8条で公開の取り扱いの最後、基準に準ずると書いてあるので、秘密会の規程にも乗るということなので、そのようにご理解いただきたい。

道下委員

また、岡本委員から言われた議題については、第3条に付随する内容だと思うが、意見があればお願いします。

ここは委員会だと委員長、議長からの提言だと議長、そういうまとめ役の委員長なり議長なりが内容を精査して、ここで止めるといったところでやる方向しか、と感じた。

笹田委員長

第3条の第2項については、見てのとおりだが議長、委員長、または会長が決定するとあるので、自由度はあっても何でもかんでもできない形にはなっていると思う。それをもう少しやわらいだものにするのか。先ほど岡本委員の発言があったように委員会のトップの方の許可を踏まえての議論にするのか、そのあたり皆はどのようにお考えか。今のままでよいか。

岡本委員

マニフェスト研究所だと最初の、市長が提案された議案及び市民から提出された請願または陳情とするというところは、先ほど合意形成なりで付随する内容だと思うが、2については自由度をもって議題の内容について、そこで出た課題について自由討議ができる形にはなっていると考えられると思うが。これでどうか。

牛尾委員

私は合議に至るところに、いわゆる合議にはならない、どうしてもならない部分で。皆と検討を重ねたがどう見てもこれは合議に至らなかったからおのこの意見を尊重しながらお伝えすることでそこは打ち止めという形でやる流れが必要ではないかと思った。

笹田委員長

今岡本委員からの発言もあったがマニ研でも議員間討議をしても合議に至らないケースはある。ただ、そこに至る経緯が大事なのであって。だからそこはそれほど気にしなくてよい気がして。そこまで詳しいことまで会派で打ち合わせはしていないので、違うことを言って申しわけないのだが。その辺は大らかにいけばよいのでは。

ここではあくまでも、争点や論点を明確にした上で、合意形成を図る必要があるとのことなので、もちろん全会一致にはならないと思うが皆の意見を聞いて議論しようという形になればよいのかなど。

ほかになにかあるか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので、この案で進めてよろしいか。



( 「はい」という声あり )

了解した。ではそれほど期日を要しない形になりそうなので、次回しっかりしたものを提示して、要領を決定していきたい。よろしいか。

( 「はい」という声あり )

## 5 予算決算委員会の在り方について

笹田委員長

あり方への意見等の対応について。本日は前回の協議結果をまとめたものを提示するのみである。資料は先日の検討結果をまとめたものである。

1ページには、今後検討を要する事項で今後会派に持ち帰り議論をいただきたい。2ページには3月の定例会議から取り組む事項、導入を見送る事項を記載している。

ここで皆にお願いだが、今回の1ページの2件について会派で確認いただき、提案された事項についての考えを次回の議会運営委員会で発表いただきたい。発表は決算の関係が多いが会派で議論していただき、発表いただきたい。よろしいか。

( 「はい」という声あり )

古森局長

3月の定例会議から実施する項目もいろいろあったが、そのおかげなのかどうか、昨年525件の通告だったところ、今回は311件である。約6割の件数となったことを報告する。去年取り下げがたくさんあった関係で、取り下げ後は379件だったので、それほどには変わらない。

笹田委員長

各会派で調整していただいた結果だと思う。感謝する。

## 6 その他

笹田委員長

2点、私から申し上げる。

1点目、本日意見陳述を行ったが、実施してみてのご意見を伺いたい。何かあるか。

岡本委員

副委員長の前にベルが置いてあった。私はこういう形の取り組みはよいと思う。発言者も時間を意識して、コンパクトに説明された。こういう形で進めるのがよい、というのが率直な感想である。

牛尾委員

議員定数等議会改革推進特別委員会で大分詰めて、こういう成形になったが、お褒めの言葉があったのでお礼を申し上げておく。

笹田委員長

ほかにないか。

( 「なし」という声あり )

事務局へお願いだが、今後3常任委員会でも意見陳述が予定されている。委員会の際に、実施してみての意見を集約いただき、後日議会運営委員会へ内容の報告をお願いする。

2点目、会議資料のホームページの公開時期について。こちらに

については、市民の方から公開を早めてほしいとの意見があった。

現在、傍聴者への会議資料提供は会議前日と申し合わせ事項に記載しているため、ホームページでの公開も同様に前日としている。こちらを議員用タブレットへの配信と同時に、ホームページでも公開したいと考えているが、なにかご意見はあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは、取り扱いについて申し合わせ事項を変更したい。

ほかに何かあるか。

川神議長

先ほどの自由討議の話でも出ていたが、議員間で議論するプロセスはとても大事であるので、言いたいことは議員の信頼関係の中でしっかり話をしていくことは、今後も積み重ねていただきたい。

それと、ささいなことではあるが、以前から一般質問のときに執行部の答弁に対して「ありがとうございます」と述べることはあまりなじまないと、過去3回くらい言っている。執行部の答弁に対して敬意を表するのは当然のことだが、答弁があることは当然のことであるし、我々も市民の負託を受けて質問するのは当たり前のことなので、その辺はめりはりを持って、どちらが上というわけではないが。敬意を表することと今の件に関して答弁ありがとうございますというのを連発する場合もある。その辺はもう一回整理して、コンパクトな運用をしていただきたい。私からお願いしておく。

笹田委員長

それでは、次回の日程を調整する。本日の意見陳述について、3常任委員会の状況を確認し、さきほど説明した議会基本条例の改正に影響がないかを確認したいため、予算決算委員会の予備日の3月15日の午前10時から議会運営委員会を開催したいがよろしいか。

( 「はい」という声あり )

予算決算委員会が延長した場合は終了後とする。

予定している議題は、「意見陳述の振り返り」「自由討議要領案について」「予算決算委員会の在り方について」「申し合わせ事項の変更」を予定している。

最後にお願いだが、本日の内容について会派で共有していただくようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

[ 16 時 24 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 笹 田 卓